

議案第3号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和6年1月22日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

記

1 無償譲渡する財産

建物	名称	旧西海市崎戸温水プール
	所在地番	長崎県西海市崎戸町蠣浦郷1393番地14
	構造等	鉄筋コンクリート造鋼板葺地下1階付2階建
	延床面積	1,838.60平方メートル

2 譲渡の相手方

福岡県福岡市博多区下川端町3番1号
ダイヤソルト株式会社 代表取締役社長 熊野 直敏

3 無償譲渡の経過及び目的

旧西海市崎戸温水プールは、平成4年4月1日に旧崎戸町が設置した施設で平成23年9月30日まで供用したのち、同年10月1日から施設利用を休止し、その後、令和2年12月末日をもって社会体育施設としての用途を廃止したことに伴い、遊休施設となっていた。

利用休止期間及び遊休施設となってからの期間を通じて利活用策について検討し、令和5年11月27日から12月19日の期間で、当施設の土地・建物を一体で売却することを前提に、民間事業者から利活用の提案を公募したところ、

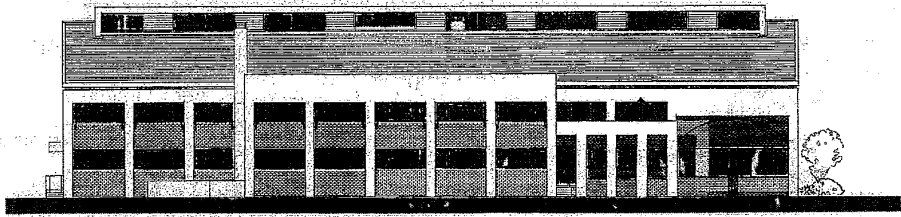
1 事業者から応募があり、同月26日に西海市プロポーザル方式業者選定委員会で審査した結果、崎戸地区内で製塩工場を運営するダイヤソルト株式会社を優先交渉権者に選定した。

同社の提案で、建物部分が無償と算定していることを受け、同社への建物の売却について検討した結果、将来市が負担すべき建物解体費用に係る財政負担を軽減するとともに、遊休施設の有効活用により市内の産業振興にも資するものと判断し、同社に対し建物を無償譲渡しようとするもの。

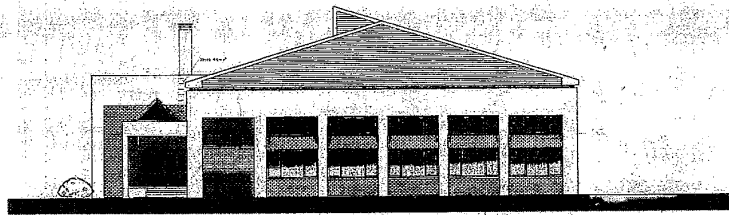
配置図



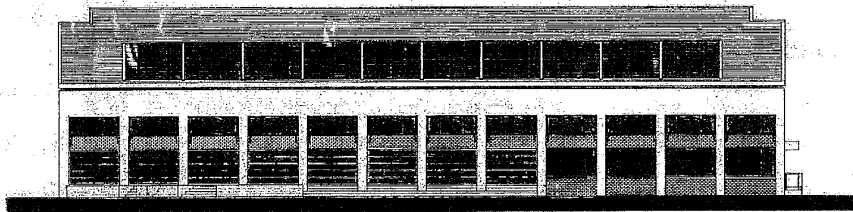
立面図



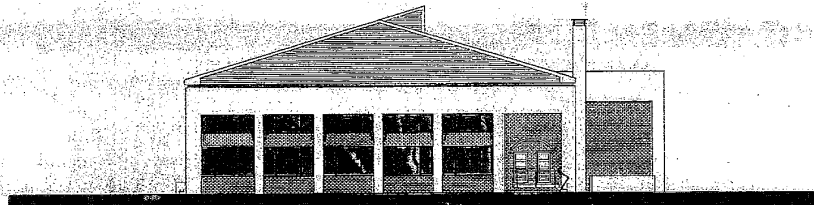
北側立面図



西側立面図

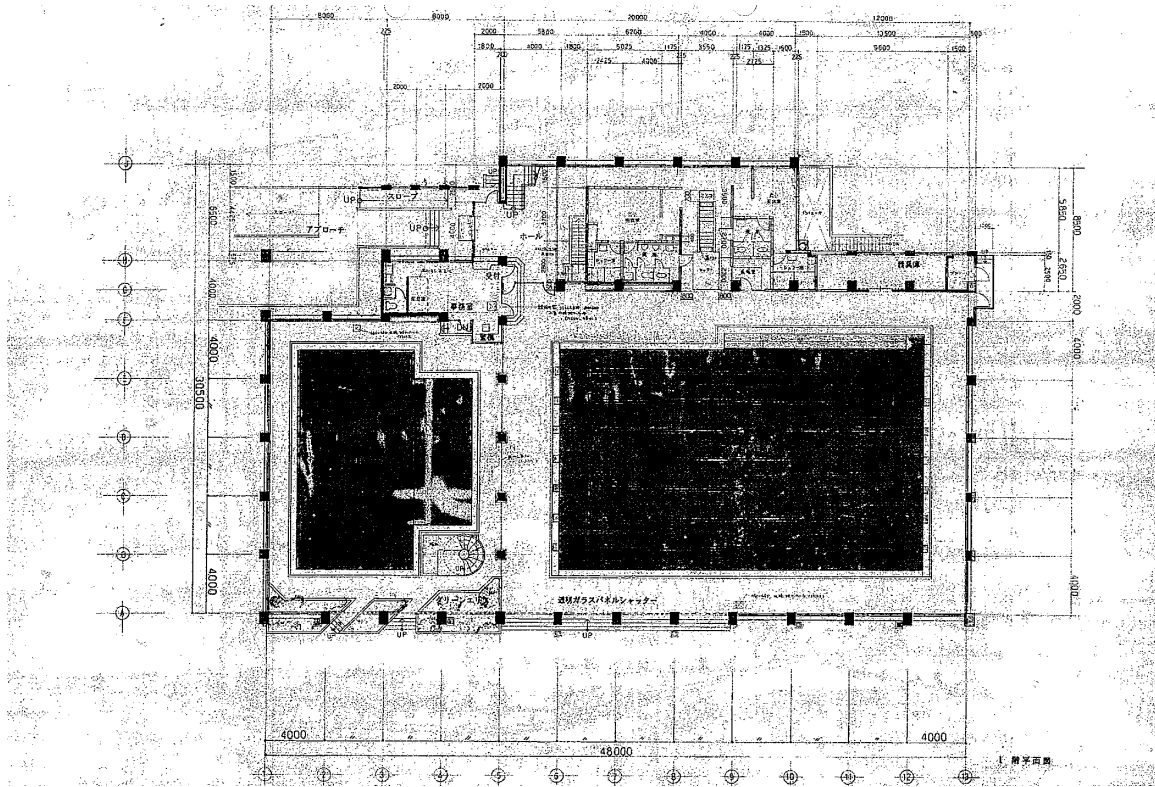


南側立面図



東側立面図

1 階平面図



2 階平面図

